

# 第1回芳賀町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年1月22日(月) 午後2時00分
2. 開催場所 芳賀町役場 3階 中会議室
3. 出席委員

	農 業 委 員	農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員
1 番	小林 広美	金田 正 岡田 毅
2 番	大根田 源一	佐藤 一典 荒井 昭雄
3 番	酒井 和夫	岩崎 進 阿久津 正好
4 番	黒崎 浩	手塚 孝夫
5 番	黒崎 陽子	直井 純一
6 番	綱川 祥史	小林 康男
8 番	小林 芳晴	酒井 紀之
9 番	阿久津 信市	黒崎 文雄
10 番	小林 峰子	鈴木 省一
11 番	黒崎 俊行	菊地 方敏
4. 欠席委員 2人 7番 岩村 隆 大林 厚雄
5. 出席農業委員会事務局職員

事務局長	大塚 英樹
事務局長補佐兼係長	伊佐野 祐子
主任主査	菅又 寛彬
主事補	入野 翔礼
公社係長	水沼 和子
6. 議事日程

議案第1号	農地の所有権移転許可申請に対する許可可否について
議案第2号	非農地証明願に対する証明の可否について
議案第3号	農用地利用集積計画の決定について
議案第4号	農用地利用集積計画の決定について(中間管理事業)
議案第5号	農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について
報告第1号	農地法第18条の解約通知について

○開会	
議長	ただ今から、令和6年第1回芳賀町農業委員会総会を開会いたします。芳賀町農業委員会会議規則第4条の規定により岩村 隆委員から欠席届が出ておりますので、ただ今の出席委員は10名です。定足数に達していますので、ただちに本日の会議を開きます。 議事録署名委員の指名を行います。本総会の議事録署名委員は、1番 小林 広美委員、2番 大根田 源一委員を指名したいと思いますのですが、よろしいですか。
委員	(異議なしの声あり)
議長	異議がないようですので、議事録署名委員は、両委員に決定いたしました。
○議案第1号	
議長	議案第1号「農地の所有権移転許可申請に対する許可可否について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第1号「農地の所有権移転許可申請に対する許可可否について」次のとおり農地法第3条の規定に基づく農地の所有権移転許可申請があったので、その許可可否について審議するものとする。  【1番について説明】
議長	以上で事務局の説明を終わります。つづいて担当地区委員及び推進委員の意見を求めます。1番について東高橋地区 荒井 昭雄推進委員お願いします。
東高橋地区 推進委員	東高橋の荒井です。議案第1号1番の所有権移転の申請についてご説明申し上げます。譲渡人の■さんは鹿沼市に住んでいますが耕作契約をして今まで作付けしていましたが、ちょっと離れてるということで売却を検討しているところ、■さんと合意に至った。それで売却する事になりました。また耕作契約していた■さんですが、一応、今回「解約通知」が出されていますので、特に問題ないかと思われませんが、みなさま方の慎重なご審議をよろしくお願いいたします。
議長	10番 小林 峰子委員、ほかに意見があればお願いします。
10番委員	10番の小林です。ただ今、荒井推進委員さんよりお話がありましたように、今回、元々売りたかった地主さんが規模拡大のために購入したかった■さんとの売買取引ということで、何ら問題はないと思います。みなさまの慎重なご審議よろしくお願いします。
議長	以上で担当地区委員及び推進委員の意見を終わります。次に質疑に入ります。質疑はありませんか。
委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、質疑を終わります。つづいて採決に入ります。議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の委員は起立願います。
委員	(全員起立)
議長	起立全員であります。よって、議案第1号は許可することで可決しました。
○議案第2号	
議長	議案第2号「非農地証明願に対する証明の可否について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第2号 非農地証明願に対する証明の可否について次のとおり農地法の適用を受けないことの証明願があったので、その証明の可否について審議するものとする。  【1番について説明】

議長 以上で事務局の説明を終わります。つづいて担当地区委員及び推進委員の意見を求めます。1番について芳志戸地区 黒崎 文雄推進委員お願いします。

芳志戸地区  
推進委員 議案第2号1番についてご説明します。この件は■さんが家を見て替えようとして自分の敷地を調べたところ、車庫が台帳で畑になっていたということです。それで調べてみたのですが、言ったとおり都市計画の線引き前から車庫として使われていたようなので、何ら問題はないと思います。以上で説明は終わります。

議長 9番 阿久津 信市委員、ほかに意見があればお願いします。

9番委員 9番阿久津です。1月15日に現地確認した結果、駐車場と一部物置が建っており、非農地申請に対しましては、ただ今黒崎推進委員さんより説明がありましたとおり、問題もないと思いますので、委員の慎重なる審議よろしくをお願いします。

議長 以上で担当地区委員及び推進委員の意見を終わります。次に質疑に入ります。質疑はありませんか。

委員 (質疑なし)

議長 質疑がないようですので、質疑を終わります。つづいて採決に入ります。議案第2号について、原案のとおり証明することに賛成の委員は起立願います。

委員 (全員起立)

議長 起立全員であります。よって、議案第2号は証明することで可決しました。

### ○議案第3号

議長 議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議長 ここで農業委員会等に関する法律第31条の規定により、4番 黒崎 浩委員が退場となります。

(黒崎 浩委員 退席)

議長 事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について  
次のとおり農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、町から計画の決定を求められたので、審議するものとする。

(説明)

議長 以上で事務局の説明を終わります。それでは、ただ今から2分間の審査をお願いします。

委員 (審査)

議長 審査を終わります。つづいて推進委員の意見を求めます。意見はありませんか。

委員 (意見なし)

議長 意見がないようですので、次に質疑に入ります。質疑はありませんか。

委員 (質疑なし)

議長 質疑がないようですので、質疑を終わります。つづいて採決に入ります。  
議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は起立願います。

委員 (全員起立)

議長 起立全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり決定することで可決しました。黒崎浩委員の入場をお願いします。

(黒崎 浩委員 着席)

#### ○議案第4号

議長 議案第4号「農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）」を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）  
次のとおり農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、町から計画の決定を求められたので、審議するものとする。

(説明)

議長 以上で事務局の説明を終わります。それでは、ただ今から2分間の審査をお願いします。

(審査)

議長 審査を終わります。つづいて推進委員の意見を求めます。意見はありませんか。

委員 (意見なし)

議長 意見がないようですので、次に質疑に入ります。質疑はありませんか。

委員 (質疑なし)

議長 質疑がないようですので、質疑を終わります。つづいて採決に入ります。  
議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は起立願います。

委員 (全員起立)

議長 起立全員であります。よって、議案第4号は、原案のとおり決定することで可決しました。

#### ○議案第5号

議長 議案第5号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について」を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について  
次のとおり農業振興地域整備計画の変更について意見を求められたので、その意見決定のため審議するものとする。

【1番から5番について説明】

議長 以上で事務局の説明を終わります。つづいて担当地区委員及び推進委員の意見を求めます。

議長 農業地区域からの除外1番と5番について、下高根沢地区 酒井 紀之推進委員をお願いします。

下高根沢地区 推進委員	酒井と申します。番号1番と5番下高根沢の案件について、1月17日に現地確認をしてまいりました。住宅部から農地から住宅を建てたいということで、これも何ら問題はありません。 5番の■さんの土地ですが、敷地内に畑が入っていたということで、もう塀がかかっておりその中に畑の地盤があります。これも何ら問題はあります。慎重なるご審議をよろしくお願いいたします。
議長	4番 黒崎 浩委員、ほかに意見があればお願いします。
4番委員	4番黒崎です。今、酒井推進員さんの述べたとおりであります。1番に関しては、地域の担い手の後継者の案件であります。現在の敷地内に建てるのが難しいので、細かい申請が上がってまいりました。仕方ないかなと思います。 5番に関しては新居を建て替えるということで測り直し、測量したところ、一部自宅にかかっていたという案件でございます。これも致し方ないかなと思いますので、みなさんの慎重なる審議よろしくをお願いします。
議長	2番3番について、祖母井地区 金田 正推進委員お願いします。
祖母井地区 推進委員	祖母井地区推進委員の金田です。まず2番■氏の一般住宅用敷地ですが、県の道路拡幅工事に伴い、代替地を土地改良による収用事業で非農用地として換地されるため他の土地を選定する余地はないということで致し方ないと思います。 3番の■氏の物置ガレージの建築に関しましても、同じく県の道路拡幅工事において収用される土地に倉庫とガレージが建ててあります。そこを建て替えるということで土地改良事業による換地を受けるに際しまして、非農用地として自宅前に土地が換地されましたので、新たに撤去と同時に同等の倉庫とガレージを建築することになりまして、これも申請地以外の土地を選択する余地はない状況でした。ですので、委員のみなさまの慎重なる審議をお願いいたします。以上です。
議長	4番について、東高橋地区 荒井 昭雄推進委員お願いします。
東高橋地区 推進委員	東高橋地区 荒井です。議案5号4番の除外申請についてご説明申し上げます。16日に事務局と現地確認しました。付属資料61から88と非常に長い資料になっていますが、一応目を通していただければと思います。本案件は、母屋増築で宅地調査をした結果、農家住宅敷地内に農地が点在していることが判明し、申請した案件になります。申請地は線引き前より農家住宅として一体で利用していた場所と、平成5年の換地処分に出てきた農地であることが判明いたしました。 69ページを見ていただくとわかりやすく、図を見ると農家住宅の前が農地になっている状況です。特に進入路は農地を通過しないと入れない状況になっています。今回の申請は非農地証明を取得する前提としての除外申請であるということなので、特に問題ないかと思いますが、みなさまの慎重なるご審議よろしくお願いいたします。
議長	10番 小林 峰子委員、ほかに意見があればお願いします。
10番委員	10番の小林です。荒井推進委員さんのお話のとおり、今回増築するために宅地内を調査した結果、物置のところに農地の一部がかかっていたということで、それも全て線引き前ということなので、何ら問題はないと思われま。みなさまの慎重なるご審議よろしくお願いいたします。
議長	以上で担当地区委員及び推進委員の意見を終わります。
議長	次に質疑に入ります。質疑はありますか。
委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、質疑を終わります。つづいて採決に入ります。 議案第5号について、原案のとおり変更はやむを得ないとの意見を付すことに賛成の委員は、起立願います。
委員	(全員起立)
議長	起立全員であります。よって、議案第5号は可決しました。

○報告第1号

議長

報告第1号「農地法第18条の解約通知について」を報告します。  
事務局の朗読をお願いします。

事務局

報告第1号 農地法第18条の解約通知について  
次のとおり農地法第18条の規定に基づく、農地の賃貸借契約の解約通知があったので報告する。  
(朗読)

議長

これで、今総会に付された案件の審議は、すべて終了しました。これをもって、令和6年第1回  
芳賀町農業委員会総会を閉会いたします。おつかれさまでした。

(閉会午後14時40分)